

令和7年2月6日

宮崎県医師会長様

九州厚生局宮崎事務所長

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いに関する周知について

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度診療報酬改定において、機能強化型の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院（※）の施設基準において、各年度5月から7月の訪問診療を実施した回数が2,100回を超える場合は、次年の1月までに在宅データ提出加算の届出を行うこととされており、令和6年3月31日時点では在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている保険医療機関においては、令和7年5月31日までの間に限り当該基準を満たしているものとして経過措置が設けられているところです。

また、上記経過措置に該当する場合、遅くとも令和7年2月20日（木）までに「在宅データ提出開始届出書」を届出し、試行データの提出実績が認められた保険医療機関として、厚生労働省保険局医療課より事務連絡を受け取った後に、令和7年6月2日（月）までに「在宅データ提出加算に係る届出書」の届出を行うことが必要とされています。

今般、当該施設基準を届け出ている保険医療機関のうち、現時点において「在宅データ提出加算に係る届出書」（様式7の11）の届出を行っていない医療機関に対して、適切な手続き等について注意喚起を行うことといたしました。

つきましては、当局において、当該経過措置に関する施設基準を届け出ている保険医療機関に対し、別紙のとおり、注意喚起文書を送付することとしておりますのでご承知おきください。

なお、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>] にて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

（※）「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（通知）（保医発0305第6号）」第9の1の（1）又は（2）に規定する在宅療養支援診療所及び施設基準通知第14の2の1の（1）又は（2）に規定する在宅療養支援病院